

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1-1 背景と目的

本市は、人口の急増や行政需要の拡大により、建築物系公共施設の多くが、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されたため、耐震性や設備の老朽化など、様々な課題を抱えています。こうした課題に対応するため、平成20年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定（平成30年4月改訂）し、耐震性能に課題のある公共施設の再整備及び未利用公有地の活用等に取り組むとともに、平成22年7月に「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」を策定し、建築物系公共施設を計画的で効果的な保全事業を行いながら、長寿命化の推進に向けた取組を行ってきました。また、道路、橋りょう、下水道等のインフラ系公共施設についても設備の老朽化に対応するため、個別施設計画を策定し、適切な維持保全と長寿命化の推進に向けた取組を行ってきました。

こうした取組を進める中、平成26年4月に国から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定が要請され、本市では、本要請やこれまでの本市における取組を踏まえ、平成28年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、各個別施設計画と連携を図りながら公共施設マネジメントに取り組んできました。

令和2年3月には、後年度の世代に過度な負担を先送りすることなく、今後予測される厳しい財政状況にあっても持続可能な行政運営を行うため「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定し、「施設の見直し」や「市有財産の活用」などの取組を集中的に推進しています。

しかしながら、当該対策における長期財政見通しは新型コロナウイルス感染症による社会的影響を考慮しておらず、加えて今後の感染拡大状況やその影響期間も先行きが見通せないことから、財政状況は当初の想定よりも厳しい状況となり、これまで以上に厳しい行財政運営を余儀なくされることは想像に難くありません。

新型コロナウイルス感染症は、財政的なインパクトのみならず、市民ニーズの変化・ライフスタイルの多様化を一層加速させました。そのため、建築物系公共施設については、このような状況を的確に捉えつつ、従前から見込まれている少子高齢化の進行による将来的な人口減少や人口構成の変化も加味した上で、あらゆる選択肢の中からこれまで以上に一歩踏み込んだ施策を展開していく必要があります。

また、国からも、本計画に対して改訂指針※1や見直しの留意事項※2などのさらなる要請がなされ、各個別施設計画の対策の内容を反映させるなど、不断の見直しによる内容の充実が求められています。

こうしたことを踏まえ、今後も公共施設等を適切に維持管理しながら、将来にわたって安全・安心な市民サービスを維持していくため、本市の公共施設マネジメントの考え方を改め、本計画を実効性のあるものとするべく、抜本的な改訂を行います。

---

※1 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月）

※2 「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月）

## 1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。本計画は、国が平成 25 年に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置づけられるものです。本市の「茅ヶ崎市総合計画」を最上位計画とし、「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」及び「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」（令和 2 年 9 月）などの関連計画との整合を図りながら改訂します。また、本計画の実施計画となる個別施設の維持管理計画や長寿命化計画などを建築物系・インフラ系の別に策定し、本計画の下位計画として位置づけます。

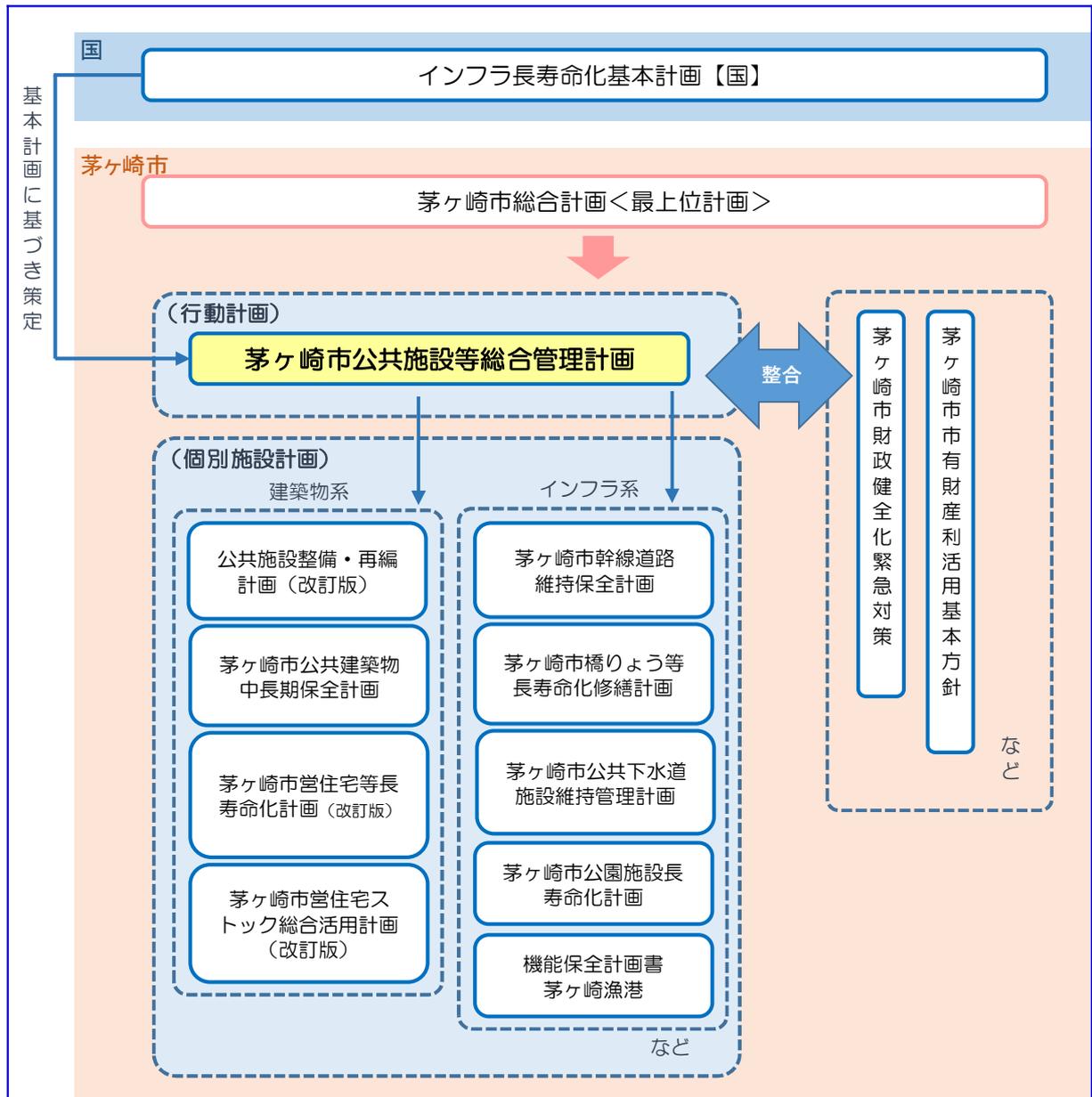


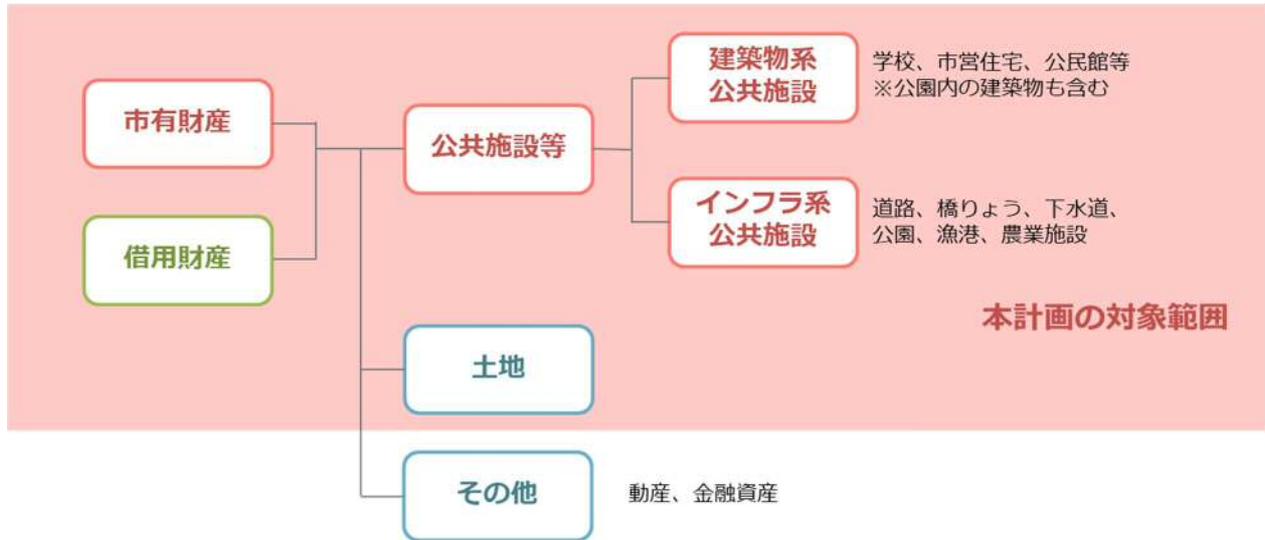
図 1-1 本計画の位置づけ

### 1-3 計画期間

本計画を推進する上で必要となる長期的な視点を考慮に入れ、計画期間は平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間とします。

### 1-4 対象範囲（計画の対象施設）

本計画の対象範囲を図 1-2 に示します。市有財産及び借用財産のうち、建物及び土地を対象範囲とします。



※「借用財産」とは、本市が国や県、民間等から借用する土地又は建物を示す

図 1-2 本計画の対象範囲